

神奈川県後期高齢者医療広域連合告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第243条の3第1項及び神奈川県後期高齢者医療広域連合財政状況の公表に関する条例（平成19年神奈川県後期高齢者医療広域連合条例第25号）第2条1項の規定に基づき、平成19年2月1日から3月31日までの神奈川県後期高齢者医療広域連合の財政状況を別紙のとおり公表する。

平成19年 6月25日

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 石渡 徳一

神奈川県後期高齢者医療広域連合の財政状況

1 歳入歳出予算の執行状況

(平成19年2月1日～平成19年3月31日)

歳入

(単位 千円)

款	予算現額 A	収入済額 B	執行率 B/A	説明
1 分担金及び負担金	170,941	170,941	100.0%	構成市町村からの負担金
2 諸収入	3,738	3,744	100.2%	設立準備委員会の精算金
合計	174,679	174,685	100.0%	

歳出

(単位 千円)

款	予算現額 A	支出済額 B	執行率 B/A	説明
1 議会費	1,977	0	0.0%	議会運営に係る費用
2 総務費	171,702	6,783	4.0%	広域連合運営、市町村派遣職員人件費及び電算システム整備に係る費用
3 予備費	1,000	0	0.0%	予算外の支出等に対応するための費用
合計	174,679	6,783	3.9%	

※歳入の収入済額及び歳出の支出済額は平成19年3月31日現在の状況であり、出納整理期間である平成19年4月1日から5月31日までの収入額及び支出額を含めた決算額とは異なります。

2 住民の負担状況

平成18年度については、医療給付等の事業が開始されていないことから、住民からの直接の負担はありませんでした。

3 財産、公債及び一時借入金の現在高

(1) 財産

区分	年度末現在高
公有財産	なし
物品	なし
債権	なし
基金	なし

(2) 公債

年度末現在高 0円

※公債とは、特定の財源に充てるために資金を借入れ、その返済が一会計年度を超えて行われる債務のことをいいます。

(3) 一時借入金

年度末現在高 0円

※一時借入金とは、一会計年度内において歳計現金が不足した場合に借入れる資金のことをいいます。

財政の動向及び財政方針

神奈川県後期高齢者医療広域連合は、平成20年4月からスタートする後期高齢者医療制度の円滑な運営を図るため、県内すべての市町村が加入している特別地方公共団体で平成19年1月11日に設立されました。

広域連合の運営に携わる職員は、県内市町村職員から派遣され、主な財源は県内市町村からの負担金によって賄われております。

平成18年度は、広域連合議会の開催、庁内電算システム構築等の事務所整備を行いました。平成19年度においては、広域連合議会の開催、医療制度に係る広域連合電算システム構築・整備及び被保険者証の作成等の準備を進めてまいりますが、県内市町村との連携を図りながら広域連合の効率的な運営に努めます。